

研究論文

人間の尊厳と自立の在り方
—憲法学的視点から—

武川 眞 固

問題の所在

「人間の尊厳」が人権の根底にあるのは、当然の自明である。日本国憲法のもとでは、「人間の尊厳」という条項はないが、憲法解釈上、憲法条項を根拠に補充解釈として是認されている。また、社会福祉の社会福祉関連法では、「人間の尊厳」および「尊厳の保持」は、法律の規定に導入されているが、自立・自律及び自己決定権などのキーワードを含めて、十分その関係が整理されていないで用いられているのが現状である。

本稿では、第1に、「人間の尊厳」および憲法上の「個人の尊厳」・「個人の尊重」の意味及びその関係性について、明らかにする。

第2は、社会福祉関係、特に介護福祉士講座テキストなどにおける「人間の尊厳」や自立などについての歴史的な意味及び内容について、問題点を明らかにする。

第3は、憲法及び社会福祉レベルで自立・自律の意味と自己決定権の在り方について、特に、社会的弱者の自立と自己決定をめぐる問題を踏まて、問題点とその課題を明らかにしたい。

I 「人間の尊厳」の意味とその位置づけ

日本国憲法における「人間の尊厳」については、具体的な用語としての規定は存在していません。憲法上は、憲法13条における「個人の尊重」規定や憲法24条2項における「個人の尊厳」規定だけである。「人間の尊厳」の用語と憲法上の「個人の尊重」ないし「個人の尊厳」との用語は区別されるべきものである。しかし、主要な学説は、日本国憲法の三つの原理（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義などの原理）のもとで、「人間の尊厳」はすべての基底的なものとして位置づけることができるとしてきた。また厳密な用語の区別をしてこなかったという理由がある。

さて、「人間の尊厳」とは、ここでいう人間とは、国語的表現でいえば、一定の感情・理性・人格を有する人、一個人という意味である。尊厳という場合は、人間が社会的な存在であり、人間が社会的に尊ばれる存在であり、誰からも侵されることのないものである。人間が他者との間にある存在であり、その関係性の存在がある。その意味で、人格性を伴う存在である。それに対して、個人は、国家や社会その他の集団に対して、それを構成している人であり、個としての存在である。また社会関係とは関係のない個体的な個人である。個人は個性を有した個体的な存在そのものである。従って、「個人の尊厳」とは、個人は尊

いものであり、荘重なものである。その意味で、「人間の尊厳」と、「個人の尊厳」は類似性なるもので尊さの違いがある。

ただし、憲法を除いて、国際法レベルや国内法レベルで「人間の尊厳」という用語は以下の箇所で使用されている。

例えば、1948年の「世界人権宣言」前文では「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平和で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である・・・国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権について信念を再確認し・・・」(傍線 引用者)と規定し、1966年の「国際人権規約」A規約・B規約の前文では、「この規約の締結国は、国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義かつ平和の基礎をなすものであることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来すること・・・」(傍線 引用者)を規定し、いずれも「人間の尊厳」の基底として人権の在り方についてその意義づけを表明している。それは国際法レベルでの法的な拘束力をも有効性を表明している。しかし、国内法レベルでは、憲法をはじめ、なぜ「人間の尊厳」条項がないのだろうか。その辺の疑問は法解釈レベルで構成され、定義されているからである。

さて、「人間の尊厳」については、哲学のレベルでは、カント (Immanuel Kant) は、「人間および理性的存在者の目的を論じ、・・・汝自身の人格ならびにすべての人の人格に存在するところの人間性、同時にいかなる場合でも目的として取り扱わない、単なる手段として取り扱ってはならない」として、彼は、理性的存在としての人間は、目的をもつものであり、いかなる者も、人間を手段として取り扱ってはならないとし、人間は道徳法則の主体であり、人格性としての具現者としての人間は神聖な主体であるとしていた。彼がいう尊厳は単なる人格のうちにある人間性に対する尊重の意識や感情を意味しているのである。カントの人間が人格の主体であり、手段として位置づけことを拒否し、人間は神の存在を認めず、人間は人格性を有する存在として位置づけていた (西野 1993 年)。

憲法レベルでは、ホセ・ヨンバルトによれば、人間の尊厳は、日本国憲法における個人の尊厳とは区別されるとして、ドイツ基本法における人間の尊厳は、「個人主義」によって理解されるものでなく、人格としての尊厳を有する問題であるとしている。人格としての尊厳の命題は、ドイツの *würde* という言葉自体に関わり、人間の尊厳は人間の人格としての尊厳と理解し、人間の尊厳を定義することは、人格を定義することであるとしている (ホセ・ヨンバルト 1978)。

他方、憲法学説では、鈴木安蔵は、ドイツ基本法の制定以前に、個人の尊重について、「もはや国民は、新憲法におけるごとく、『臣民』ではなく、・・・その至上の道徳ではなく、実に、個人として尊い存在なのである。人格、人間としての尊厳こそ、そうした尊厳をもつ人間としての生命自由、幸福追求の権利こそ、国家の政府、法律において、最も尊重さ

れるべきものなのである」と述べている（鈴木 1947）。

また、宮沢俊義は、新憲法における「個人主義」を表明したものとして位置づけ、国家のために個人があるのでなく、反対に個人のために国家があるとして、個人主義に基づく個人の尊厳を重視し、ドイツ基本法でいう人間の尊厳条項の意味として、国家に対する個人の優越という価値の表明を「個人の尊重」条項の意味として独自性を提起して、「人間の尊厳」と「個人の尊厳」について同一な意味で把握していた（宮沢 1951）。

憲法制定過程での「個人の尊厳」について、人格的な意味づけであるという見解を示していた点で、カント的な倫理学説上、尊厳の Würde の用語が受容され、「個人の尊厳」という英語の individual dignity の用語から、憲法解釈レベルで十分吟味されず、区別やその理由を十分説明することがなされてこなかったという事情がそこに存在するのである。

ただし、生存権規定のなかに「人間の尊厳」の理念を見出す見解がある（大須賀 1972）。日本国憲法 25 条 1 項は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定している。この条項は、ドイツ・ワイマール憲法 151 条 1 項の「人間に値する生存」という理念などを継承したものとして、今日まで位置づけてきた。

上記 151 条 1 項でいう「人間に値する生存」は、ドイツ語で、ein menschen würdiges Dasein の訳であり、同用語は、「人間の尊厳に値する生存」を意味する。同憲法は、生存権を保障したものではないという見解は通説であるとはいえ、日本国憲法 25 条の生存権理念を提示した「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」とは、「人間に値する生存」＝「人間らしい尊厳に値する生存」を意味すると思われる。

憲法 25 条は生存権的基本権として、25 条以下の総則的規定であり、同条 1 項と 2 項は、人間らしい生活を保障しようとする社会国家的な国家思想によって規定されている。

この社会国家の基底にあるのは、まさしく困窮にある人だけであるばかりでなく、経済的な貧困の人々を救済すべく人間の尊厳を具体化する人権を想定しているのである。その意味で個人の尊厳を超越した「人間の尊厳」に基づく人間像を想定していると思われる。

この「人間の尊厳」について、憲法 13 条の「個人の尊厳」を補充規定として憲法 25 条、すなわち生存権の根拠として、「人間の尊厳」とは矛盾することなく、「人間の尊厳にふさわしい生活」として位置づけ、憲法 13 条において、自己決定権の導出は可能であるという見解も存在する（山崎 2013）。いずれにしても、「人間の尊厳」としての具体化として人間らしい生活を求めることが不可欠であるならば、憲法 25 条の理念の実現はそこにあるといわなければならない。私自身もその見解を支持する。

なお、生活保護制度をめぐる裁判や環境権をめぐる裁判事例では、「人間の尊厳」の規定を憲法 25 条に求める判決も存在する点で、その位置づけが必要になる。

II 日本国憲法における個人の尊重・個人の尊厳

日本国憲法における「個人の尊厳」は、既に述べた国際法レベルの「人間の尊厳」規定

やその理念を継承しているのではなく、憲法 24 条や同 13 条における「個人の尊厳」や「個人の尊重」は個人主義という民主主義の原理に基づく規定である。

まず、「個人の尊重」は、憲法 13 条前段レベルでは、これについて、個人主義の原理を宣言したものであるというのが、通説である。それは、一方で「他人を犠牲において自己の利益を主張する利己主義に反対」し、他方では「個人を犠牲にする全体主義を否定する」ものである。そして、この原理は、「人間社会における価値の次元が個人であるとし、なにをもまさって個人を尊重する原理」であるという（樋口 1978）。こうした図式に付加して、多くの学説は「個人の尊重」の原理を意味し、それは各人の有する人格価値に基づくという説明がなされてきた。

また、法哲学レベルでは、「個人の尊厳」を「人格の尊重」と本質に異なるものだとし、批判が存在する。恒藤は、個人の尊厳を「自由の法理の根源」であるとして把握していた。

この流れは、カントの倫理的な学説を批判、「カントは、人間的身体的存在では、人格一般が個人の人格にまで個別化を起因と考えて、他方でいわゆる根本悪の発生の根源をかたちづくるものとして考えているが、このような考え方で、個人の尊厳の根拠を適格に理解することはできない」と批判し、「人間の精神的存在や身体的存在とは、相互に密接な依存関係を保ちながら、不可分の統一体を形成するものであり、個人の現実的存在が、全体として、個人の尊厳の基盤になっている」としている（恒藤 1969）。以上の議論から、当該の人間の尊厳や個人の尊厳を倫理的な「人格の尊厳」に直結させることを否定し、人間は精神的存在だけでなく、身体的存在でもあり、そのような個人の現実的な存在を尊厳の基礎としたものである。それは、多様な具体的な諸個人の全体をそのまま尊厳に結びつけたものと解され、この点、重要な意義を含んでいる。

この点は、既に述べたホセ・ヨンパルトが指摘した日本では、「個人の尊厳」はドイツ基本法でいう「人間の尊厳」と同じ意味とされるが（ホセ・ヨンパルト 1990）、ドイツ憲法学レベルでは、「人間の尊厳」は個人主義の原理とは相いれないと解されている点で、日本の憲法学レベルでは、人間、人格、個人および尊重、尊厳などの基礎的な概念の表現内容が曖昧に使用され、表現や解釈に留まっている。

さて、憲法 13 条前段では「個人の尊重」と規定し、同 24 条 2 項では「個人の尊厳」と規定しているが、なぜ「個人の尊厳」と把握するのかという点である。この問題は個人という場合が、それが絶対的な存在として、個々人の不可侵の存在であるとする考え方が妥当性をもつのかという疑問が提起される。

Ⅲ 社会福祉関連法における個人の尊厳とその問題点

社会福祉関連法における「個人の尊厳」の意味は、例えば、介護福祉士養成講座テキストや関連テキストにおける個人の尊厳は、「人間の理解」などの講座名で紹介されているが、人間の尊厳や個人の尊厳について区別した説明はされていない。

例えば、介護福祉士養成講座編集委員会編『人間の理解』中央法規 2012年刊によれば、「憲法13条前段の個人の尊重は、個人の尊厳という意味」とか、また橋本正明編『人間の理解』メデカルフレンド社 2012年刊によれば、「人間の尊厳とは人間の個別性を尊重することであり、それに配慮することが『個人の尊厳』にもつながる」という説明をしている。また白澤正和編『人間の尊厳と自立』ミネルヴァ書房 2010年刊なども人間の尊厳や自立・自律についても詳細に検討しているので、Vのところでも検討する。

以上の記述でも「個人の尊厳」と「人間の尊厳」の区別はされておらず、同一的な理解に留まっている。社会福祉関連法にける「個人の尊厳」規定は以下の規定に示されているので、紹介しながら、問題点を提示する。

(1) 社会福祉一般法

「社会福祉士及び介護福祉法（昭62・5・24→改正平26法律69）」第44条の2では「社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行なわなければならない」（傍線 引用者）と規定し、ここでは、「個人の尊厳の保持」や「自立」に努めることを義務づけている。また、「精神保健福祉士法」第38条の2（平9・12・19→改正平26法律69）でも、「精神保健福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことが・・誠実にその業務を行なわなければならない」（傍線 引用者）と規定し、上記と同じ誠実義務規定を設けている。

ここでは、「人間の尊厳」ではなく、「個人の尊厳」の保持という表現で、自立とセットで提示している。また「日本介護福祉士会倫理綱領」（1995・11・17）は、綱領レベルであるが、同綱領1では「・・・利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護サービスを提供していきましょう」（傍線 引用者）という表現で、自立に関連する利用者の「自己決定」の尊厳ということを重視している。生活保護法は、憲法25条の生存権保障実現の理念に立脚しているので、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」（傍線 引用者）と規定しているように生存権の理念に基づく「必要な保護」と「自立の助長」という表現で規定している。ここでは、前者の法律とこの法律の性格や目的の違いがあるにせよ、憲法25条からの生存権保障が基底になっている点で、違いが理解できる。

(2) その他の社会福祉関連法

例えば、「児童福祉法」（昭22・12・21→改正平27法律164）第3条では、「前条2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」と規定している。ここ

人間の尊厳と自立の在り方

で問題なのは、国連レベルでの児童権利宣言は1959年に採択されたものであるが、前文では、「国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値とに関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促すことを決意した」（傍線 引用者）というような表現をしており、国連憲章では既にこのような表現が示されていたが、ここでは、その後の改正も踏まえて踏襲されていないという点に問題がある。ここでは「人間の尊厳」という表現が基本的人権との関連で把握されているので、重視しなければならない。

また、「児童虐待の防止に関する法律」第1条（平12・5・24→改正平26法律69）では、「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに・・・児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置を定めることにより、・・・もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」（傍線 引用者）という規定を設けている。ここでは、「児童の保護」および「自立の支援」（同法13条の2児童支援）というキーワードを入れながら児童の権利擁護を目的化している。保護と自立という項目が重視されている。近年問題化している「子ども貧困対策の推進に関する法律」（平25・6・26法律64）第12条では、法律の性格から保護者の自立するための就労支援規定を設けている。また「母子保健法」（昭40・8・18→改正平26法律52）第12条では、母性の尊重という具体的な規定を設けて、児童の育成にとって母性が尊重され、保護されることを強く規定している点で同法律の特色がみられる。

次に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭39・7・1→改正平26法律24）第4条では、母子家庭及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにし、母子及び父子家庭、寡婦に関する福祉の向上のための自立支援を図り、その生活の安定と向上に努めることを義務づけている。このように、自立支援というキーワードが提示され、同法律の目的が明示されている。

最後に、関連法である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平13・4・13→平26法律28）の前文は、「日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現にむけた取り組みが行なわれている。・・・配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われていなかった。また、配偶者からの暴力の被害者の多くの場合、女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現を妨げている。・・・ここに配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、この法律を制定する」（傍線 引用者）と規定している。同法律は、配偶者からの暴力を受ける当事者の人権侵害は、生命や身体への脅迫や暴力行為に関する保護命令（同12条）による救済や人権への配慮などを規定しており、個々では、「個人の尊厳」が人権救済の基底に位置づけられている。ここでは、権利侵害をうけた被害者の人権救済にとって、「個人の尊厳」の重要性が強調されている。ただし、通報、相談、保護、自立支

援というキーワードは、「障害者の虐待、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平23・6・24→改正平成24法律67）第1条では、「障害に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者の虐待を防止することはきわめて重要である・・・」（傍線 引用者）と規定し、また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平17・11・9→改正平26法律83）規定では、「高齢者に対する虐待が深刻な状況であり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待の防止等がきわめて重要である・・・」（傍線 引用者）と規定し、具体的な「人間像の尊厳」を明示している。いずれも、社会福祉関連法における「個人の尊厳」規定はそれぞれ法律の目的や性格が異なるが、尊厳、保護、自立および自立支援などの整合性が十分配慮されていない状況にある。

IV 「人間の尊厳」と自立・自律の視点

憲法および社会福祉における自立は、どのような意味があるのか。①憲法レベルでは、憲法13条から引き出される幸福追求権として、「個人の尊厳」を基礎として、自己決定権、自立・自律という領域で問題となる。また、②社会福祉（法）レベルでは、「人間の尊厳」という幅広い領域で、自己決定権・自立・自律という領域で問題となる。ここでは、自律という意味を確認しておくことが必要である。自律とは、「自分の行為を主体的に規制すること」（新村出編 2008 広辞苑〔第六版〕1426）である。すなわち、自己を制御できる状態を意味する。

憲法レベルでは、いわゆる幸福追求権として、「人格的生存」を基底とした「人格的自律説」と「一般自由権説」をめぐる対立があり、この学説では、いわゆる丸刈り訴訟などで問題になり、個人の人間像を前提にして、丸刈りという髪型をめぐる自己決定権が認められるかという争点で、憲法13条の問題として、髪型を決める権利は自己決定権であるがその根拠はどこにおくかという点で、個人の人格的な生存として「人格的利益」を基底に置かれる権利であるという主張が提示された。

そもそも憲法レベルでは、自立という規定は社会福祉関連法のような法律名もなく、専ら個人の人格を前提として、自立するための利益の内容を検討してきたという理由がある。

しかし、社会福祉（法）レベルでは、「障害者自立支援法」や「社会福祉関連法」の規定のなかに、自立という規定が存在する。また民法上の「成年後見制度」における被後見人における成年後見人制度の申請や意見口述の機会及び法律行為について、自己決定権として提起されている。

高齢者及び障害のある人の権利に関連して、その権利の実現にとって自己決定権の有無が問題になっている。例えば、成年後見人の選挙権行使の制限で、本人の弁識能力の有無にかかわる法律行為への制限が、すなわち、財産管理をする能力と、選挙権の行使する能力とは同一的な問題として提起され、選挙権の制限が長く問題にされてきた。この問題は、

2013年の東京地裁判決で、違憲判決がでて、立法改正で問題解決がなされてきた（武川2014）。この他、高齢者における認知症をもつ人や障害のある高齢者や児童の将来的に生きていくための自立という問題は、他者への依存・支援制度を前提にして成り立つ問題である。

この場合は、自立支援を必要とする人のために後見人に対する任意の後見成年制度として契約を公正証書で締結していくことも必要である。

2000年以後の社会福祉基礎構造改革として、従来の措置制度から契約制度に転換してきたという状況のもとで、高齢者や障害のある人への社会への参加を含めた自立支援という問題が緊急的な課題である。

さて、自立の意味は、「他人の援助や支配を受けず、自分の力で判断して、身を立てること」（新村2008・1426）である。社会福祉レベルでは、i）身体的自立、ii）精神的自立、iii）経済的自立で概ねの領域で紹介され、より詳しくは、a）身辺的自立、b）人格的自立、c）経済的自立、d）住環境自立、e）社会的自立などの領域に区分して紹介している（衣笠2010）。上記のうち、i）には、身辺的自立が収斂されるし、ii）には、人格的自立が収斂され、iii）には、経済的自立と同じ意味であり、iv）は、e）の社会的自立が住環境自立を含めて、iv）として社会的自立に含めて考えることができる。

そのような領域を踏まえて、「自立」の概念をめぐる問題は、植木淳がいうように「自立」の氾濫と「自立」の両義性の問題状況が現実だということができよう（植木2014）。

その上で、「自立」の概念は、確かに、両面の意味を有している。すなわち、①自立が他者に依存しない自ら独り立ちで生きる状態という意味があり、②自立が他者に依存し、支援を受け自己決定する状態という意味で用いることができる。ただし、自立の状態は、ひとつの領域に限定されなし、混合の状態にある自立も想定されるところであるが・・・。

憲法レベルでは、植木がいうように、憲法13条にいう自己決定権＝自律という面と憲法25条の生存権という連続性を把握が有力であるが（植木2014）、しいていえば、立法上の自立の概念とその把握の仕方が異なることを前提としても、自立という基底には、生きるという生存権の側面が強調されるという視点が強いといわざるを得ない（例えば、介護にかかわる問題など）。

しかし、障害のある人や高齢者などは社会生活上、自立していくために、移動の自由＝移動する権利が保障されなければならず、現実には、交通バリアフリー法や高齢者・障害者の建築者障壁法などによれば、自立の自由権的側面で、社会的自立という領域で問題になる。

経済的自立では、高齢者や障害のある人にかかわる生活保障という面で、生活保護や年金権レベルで、自立できるかという経済的保障という面が問題となる。小川政亮は、障害者の権利としての自立は、『人間の尊厳』が不可欠であり、自分の意思で自由に生活する自立や差別・偏見のない自立できる社会を構想し、経済的自立、人格的自立が必要である」とする。その根底にあるのは、生存権、労働権、教育権、社会保障権を取り上げている。ま

た、憲法13条、憲法25条で「人間らしい生活」（人間の尊厳に基づくもの）は、同時に憲法14条に基づく、実質的平等な保障によって実現できるものであるとしている（小川2007）。

憲法学レベルでは、従来の人権の観念や理論的な枠組みに対する批判があり、人格的自律説に対する脱倫理的な人権論からの批判もあるが、近代の人権の本質と内容を「強い人権」論として提示する見解もある。このような議論（辻村2002）を経て、弱い人権が対峙して強い人権こそ、自立を促す論理として提起されてくるのである。ここでは弱い人権を担う人々の自立は虚構そのものになる。この虚構こそが近代的人権の抽象的人間像のフィクションである。

自立と自律という面は、例えば「生活保護法」（昭25・5・4法律44→改正平27・法律31）は、第1条では「この法律は・・・憲法25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保護するとともに、その自立を助長することを目的とする」（傍線 引用者）。第4条で「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としている」と規定している。生活保護法における保護は、意思や稼働能力があるものには、保護を対象とせず、新たな自立を促すという論理を自立支援の名の制度で形成しているのである。

社会的自立も、人々の社会生活レベルの自立を示すものであり、住環境も含めて自立という点では、人間的、社会的な関係を形成する自立を意味し、これも経済的自立や身体的自立があっても、人間的、社会的関係が形成されない問題も生じる。この場合は、社会的な自立支援（本人・家族などへの支援）の政策が用意されることになる。

「人間の尊厳」は、社会福祉レベルでは以下のように位置づけられていた。箕岡真子によれば、『尊厳 (Dignity)』は、歴史的にも社会的にも深い含蓄がある難しい概念である。『尊厳』は人格に備わる絶対的な価値であり、それは、常に目的として尊重される。」とし、尊厳には、二つの意味がある。それは、①「尊厳は人格に備わる絶対的な価値がある」、②「尊厳をもつものは、常に目的として尊重される」としていた。前者では「モノは壊れてしまえば、新しいモノと交換することができるが、人間はかけがえのない存在であり、他のものにとって代わることはできない。したがって尊厳は、歴史的にも、法的な意味での「人権」（自由権・平等権・生存権など）によって保障されている」（傍線 引用者）と述べている。ここでは、人権との関係で「尊厳」を位置づけている。また、後者では「人間が、単なる手段や道具として扱われたとき（モノ扱い）、『人間の尊厳』は侵害される。尊厳をもつことは、常に目的として尊重される必要がある。」また例として「奴隷・同意のない人体実験などは、人間を手段として用いているために、尊厳に反し倫理的に許容されない」「一人の“人”として尊重し、快適な生活が送れるよう支援することが尊厳に配慮することになる」と述べている（箕岡2010）。ここでは、尊厳そのものが、目的を意識したものであり、尊重される対象であることを意義づけている。

V 憲法と社会福祉における自立と自己決定権

憲法における自立は、「自律」を前提にして成立する意味を有していると思われる。「自律 (autonomy)」は自らが自分の人生や生活の在り方を自分の責任において、決めることである。既に述べた自立は、5つの領域を包含するものであるが、自立にかかわる問題は、社会福祉にかかわる問題として、自己決定権という価値概念として公けにされている。憲法では、学説レベルで、「人格的利益説」と「一般的自由説」が主要な論争として紹介されているが、そこでは、自立に関連していえば、自己決定権は、パターンリズムとの関係で論じられ、どちらが正当性を有するののかという問題が、例えば校則裁判などで提起されている。

自己決定権レベルでは、社会福祉における痴呆症のある人や知的障害のある人は、どこまで自己決定が可能なのかという問題が提起されている。

パターンリズムでは、髪型・服装の自由は自己決定権としてあるのだが、未成年者の生活への父親的な介入により、学校という部分社会の秩序維持のために、介入の正当性を謳うのである。いわゆる“おせっかい”という介入である。しかし、後者の社会的弱者といわれる人への自己決定は、「介助」・「支援」というかたちで、他者とのかわり代で、自立を支えるための支援になるのである。

自己決定権は、いわゆる「自律」と結びついた「自己決定」と、もう一つは、人権概念上の権利概念として「自己決定権」の流れがある。

i) ジョン・ミルにおける「侵害原理」に基づく「個人の自律=私的自治の原則」があり (JS・ミル=塩尻・木村 1971)、他方では、ii) 国際人権レベルでの民族自決などにしめされ、これらの系譜が、現代では、権利概念として「自己決定権」を形成している。

自立というスタンスから言えば、トマス・アクイナスの「人格」と「補完性原理」を挙げることができる。彼は、「人格」は、人間における「理性」「意思」という「精神的能力」が備わった「本質的な自由な存在」である。この「人格」は、「自由な倫理的の主体として自由な意思をもつて選択した行為」を行う同時に、「自らの行為について責任を負う自らの行為に対する支配をもつ存在である」として、自己の人格を実現しているものは、「意思」であり、その「意思」によって発動させるものが「理性」であるとしている。そして、このような自己決定が「自律」として意義を有するとしている (宮川 1997)。

彼は続けて、すべての人は、「倫理的な存在」であり、「自己決定」を行うことが可能となるとしている。補完性の原理は、いくつかの命題からなるとし、「社会」と「個人」との関係に沿って、補完性の原理が適用されることを示し、そこから派生する命題があるとする。つまり、命題1は、人はそのような社会的・身体的諸条件のもとにあろうとも本性的に自己の目標を自力で達成できる存在である。命題2は、それを達成するためには、社会による「補完」的な支えが必要である。命題3は、しかし、本人が自力で行えることまで、社会によって「補完」されてはならない。その原理のなかで、「代理的自己決定」の考え方を

提示し、この代理的自己決定は、真に必要以上の代理を行うとすると、いわゆるパターンナリズムが発生する。必要であるかぎりの代理的自己決定は、補完としての正しい介入としているのである（宮川 1999）。ただし、「パターンナリズム」と「正しい介入」との境界は明確に示されていない点で問題が残る。

他方、パターンナリズムは、ドゥオーキンの「自律の理論と実際」によれば、「自由」と「自律」を区別した上で、「自律」について弱い考え方を提起し、そこにパターンナリスティックな介入の余地があるとしている（一般的には、「温情主義」とか、「家父長的干渉」とか、「夫権主義」とかいはわれているが、生命倫理、医療そして社会福祉の領域で議論の対象となっている）。

ドゥオーキンのパターンナリズムは、i) 介入行為が被介入者の利益のために実行されるという点、ii) 「自由への干渉（強制）」を含む点、iii) その介入は、i) によって正当化される点で、三つの要素から成り立っていると述べている。彼の主張はパターンナリズムは、「強制を受ける人の福祉、健康、幸福、必要、利益または価値によって正当化される個人の行為の自由への干渉」と定義した（中村 1982）。彼は、自律の保護を根拠とした自由への干渉は是認されるとしていた。

彼は、i) 当該の個人の行為や判断が当人のものと見做すことができないものでない限りは他者の権威の正当性を認め、その他者の判断の影響（介入）を受けても自律を損なうものでないとしたこと。このことは、自律における支援・介入の正当性を示すものであること。ii) は、i) のように「弱い」人間像を設けることにより、「自律」の間口を広げたことである。

憲法レベルにおける権利概念として「自己決定権」をめぐる論議を整理すると、i) 「人格的自律権説」は、憲法 13 条の解釈を前提し、佐藤幸治は基本的人権を「人が人格的自律の存在として、主張し、そのような存在としてあり続ける上で不可欠な権利」であるとし、「自律」は「人が他者の意思に服することなく、自己の生の作者であるということ」と述べ、それに「本質的な価値」として位置づけている（佐藤 1995）。

佐藤は、①人格的自律性を持った存在として人を基本的人権の基礎においている点、②幸福追求権の範囲を人が人格的自律として存在するのに、不可欠なものに限定している点にもとめることができる。

他方、戸波江二の「一般的自由権説」は、佐藤にいう「人格的自律説」に結びつかないとされる事柄に対する人権保障の是非を対立軸にして、幅広い一般的自由説を展開している。

戸波は、佐藤の「人格的自律説」は、人格的生存に限定することで、人権保障を狭めると批判し、人権でない事由に対する制限について、必要性・合理性の有無が審査され、それが否定されうるかという点を批判している。また、人格的利益とそれ以外のものと区別することは明確でなく、何が憲法上保障される権利かの決定は、困難であり、そこでは人

権の定義による人権制限という事態が生じるとして批判したことである（戸波 1993）。この点で、戸波は、人格的自律をあまり強調とすると、人格的な自己決定を行うことが困難な障害のある人たちの人権を狭める論理に転化しないかという危惧を提示している。この点から、戸波説には、「人権のインフレ化」という批判があるが、彼は、人権保障の強化、特殊な法律関係にも人権救済は可能である。また、個人の自由を最上の価値とした人権の基本理念とも適合する点などを提起している。

さて、最後にまとめると、自立が「自律」を前提にするにしても、「自律」と結合した「自己決定」と、権利概念として「自己決定権」の議論は、社会福祉分野で、私たちは絶えず個々で判断し、選択を行っている自己決定は、普段に行使して、無意識に行っている行為も、介護保険制度や支援制度でも、「自己決定の尊重」理念の根底にあるものは、自らのことを決め、そして、その帰結に対する「責任」も、自ら責任を負うことになる。この価値こそ、自己決定なのである。

ここでは、ひとつは、自己決定の前提する人間像は、人格的自律説によれば、強い人間像を想定され、理念であったと考えられる。もう一つは、痴呆症のある人、知的障害のある人にとって、自己決定・行為がみようが、その決定と行為如何にかかわらず、あるいは、当人の希望の有無にかかわらず、必然的に他者が係わるという関係性が、否応なしに生じるという問題である。「弱い」自己を前提とする後者の自己と、他者との関係（依存）を土台とした自己決定権の構築が必要であろう。

結びに代えて

「人間の尊厳」理念が社会的弱者レベルで検討されるのは、社会福祉の領域では、自立・自律の問題として、深い意味を包含していると思われる。しかしながら、日本国憲法レベルでは、憲法上、「人間の尊厳」規定はないが、憲法 13 条、あるいは憲法 25 条もしくは憲法 14 条を含めて、人間らしい生活を具体化する基底として、どうしても「人間の尊厳」の理念をかかげなければならない現状があると思われる。特に、国際人権宣言や人権条約を批准して、国内法レベルでの立法整備を充実していく上で、憲法の補充解釈として、「人間の尊厳」理念の実現は、広義の意味で重要性を有していると思われる。

本稿では、第 1 に、「人間の尊厳」と「個人の尊厳」との区別をした上で、憲法上の補充解釈で「人間の尊厳」の理念とその内容を再度検証していく課題があるのではないかと。

第 2 は、その観点に立って、社会福祉士研修講座テキストにおける「人間の尊厳」と自立・自律という内容の検討の必要性があり、用語やキーワードとして、尊厳、自立、支援などの内容の検討の必要性があるのではないかと。

第 3 は、憲法や社会福祉の領域における自立・自律および自己決定権の在り方を探る必要性があるのではないかと、などについて考えていきたい。

参考文献

- 植木 淳 2013 「日本国憲法と『自立』」全国憲法研究会編『憲法問題』24 75-85
- 小川政亮 2007 「権利として自立－生存権、特に社会保障権とのかかわりで－」『小川政亮著作集1巻 人権としての社会保障』214-239
- 大須賀明 2002 『生存権論』28-36
- 衣笠一茂 2010 「自立の意味」白澤正和編『人間の尊厳と自立』（所収）84-94
- 佐藤幸治 1995 『日本国憲法』197-208
- J S ミル 1971 『自由論』塩尻公明・木村健康訳 35-48
- 鈴木安蔵 1947 『明治憲法と新憲法』163
- 武川眞固 2014 「成年被後見人の選挙権の剥奪と公職選挙法の合憲性－成年後見制度の意義と東京地裁判決の検討－」『高田短期大学紀要』32 15-26
- 辻村みよ子 2002 「序論 近代人権批判と憲法学」全国憲法研究会編『憲法問題』13 7-20
- 恒藤 恭 1969 「個人の尊厳」『法の精神』（所収）167-178
- 戸波江二 1993 「自己決定権の意義と範囲」『法学教室』158号 30-45
- 中村直美 1982 「ジェラルド・ドゥオーキンのパターナリズム論」『熊本法学』32 134-161
- 西野基継 1993 「人間の尊厳の多義性（1）（2）」愛知大学法経論集131号1993-2、132号1993-7
- 樋口陽一 1978 「憲法13条」有倉遼吉・小林孝輔編『基本法コンメンタール〔第三版〕憲法』（所収）50-53 同1998『憲法（改訂版）』38-54
- ホセ・ヨンパルト 1979 「日本国憲法解釈の問題としての『個人の尊厳』と『人間の尊厳』上・下」『判例タイムズ』（所収）378-38、379-42 同1990『人間の尊厳と国家権力』32-46
- 宮川俊行 1997 「『補完性』のトマス主義社会倫理的考察」『法の理論17』1-46 同1999 「自己決定権と『補完性原理』：『選択の自由』の福祉倫理的考察」『純心現代福祉研究』（所収）4 41-58
- 宮沢俊義 1951 『憲法入門』120-148
- 箕岡真子 2010 「人間の尊厳の保持」白澤正和編『人間の尊厳と自立』（所収）22-26
- 山崎将文 2014 『憲法からみた福祉における人間の尊厳と自立』9-41

